

温室管理の相手方及び決定理由を公表します（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約により、障害者支援施設等へ下記の発注を行いますので、佐賀県財務規則101条の2第1項の規定により、契約の相手方及び決定理由を公表します。

契約内容

温室等管理業務委託 年間125日（8時25分から16時55分まで）
土曜日・日曜日・祝祭日・お盆・年末年始の休暇

契約の相手方となった者の名称

就労継続支援事業所 特定非営利活動法人コスモス 理事長 倉持 末男

契約の相手方とした理由

「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」及び「令和4年度佐賀県における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、契約を行うが佐賀市内で業務が可能である障害者福祉施設は上記の1社のみであるため。